

用此律。

と云ひ、疏議には之を解説して

唐代に於ける不動産質に就いて

加藤繁

不動産の質入は、支那では、かなり古くから行はれたやうであつて、唐代の文献にも其の例が少なからず見えて居る。當時質・典・典質・典貼・貼典・典當。

貼など言つたのは皆質入のことと、言葉は違ふけれども、其の意味は一つである。唐は、建國の初、均田制度を樹立して、口分田・永業田を天下の民に均給した。さうして口分田・永業田を始とし、總べの土地は原則として賣買を禁止され、特定の場合に於てのみ之を許された。其の許さるべき場合は、唐律疏議 卷十 賣口分田の律に

諸賣口分田者。一畝笞十。二十畝加一等。罪止杖一百。地還本主。財沒不追。即應合賣者。不

口分田謂計口受之。非永業田及居住園宅。輒賣者。禮云田里鬻。謂受之於公。不得私自鬻賣。達者一畝笞十。二十畝加一等。罪止杖一百。賣

一頃八十一畝。即爲罪止。地還本主。財沒不追。即應合賣者。謂永業田。家貧賣供葬。及口分田賣充宅及磯礎邸店三類。狹鄉樂遷就寬者。準令

並許賣之。其賜田欲賣者。亦不在禁限。其五品以上若勳官永業田。亦並聽賣。故云不用此律。と云ふに據つて窺はれる。通典 卷二 田制、開元二十五年 の令には

諸庶人有身死家貧無以供葬者。聽賣永業田。即流移者亦如之。樂遷就寬鄉者。並聽賣口分。充
非樂遷亦聽私賣。
住宅邸店磯礎者。雖

とあつて、疏議の解説と大體同様である。新唐書 十一
五

凡庶人徒鄉及貧無以葬者。得賣世業田。自狹鄉而徒寬鄉者。得并賣口分田。

と云つて居る。此等の記載に據れば、庶人が死亡して、貧乏の爲、葬式の出來ない時は、永業田を賣ることを許し、狹鄉から寬鄉に移住する時は永業口分併せて之を賣ることを許し、住宅邸店礪礪の類の敷地に充てられる場合には口分田を賣ることを許し、官人在つては、賜田並に五品以上若しくは勳官の永業田を賣ることを許したのである。さうして此の規定は國初以來、開元年間に至るまで、引續いて行はれたものと受取られる。此の如く永業田口分田等の賣買に就いては諸書に明白な記載が見えるけれども其の質入に就いては、唐律疏議も新唐書食貨志も全く説き及ばず、唯通典の開元二十五年の令の、上文と九十餘字を隔てた後方に

諸田不得貼質及質。違者財沒不追。地還本主。
若從遠役外任。無人守業。聽貼質及質。

と云ふのみである。貼質とは一個年を期限として土地を賣渡す一種の慣習であるが、此れは姑く差し措き、専ら質に就いて考へるに、右の文に諸田不得貼質及質とある諸田は、口分田永業田賜田等を總べて意味する事は明である。併し口分田永業田賜田等を總べて意味する事は明である。併し口分田永業田賜田等を總べて意味する事は明である。併し口分田永業田賜田等を總べた如く、特殊の場合に於ては賣買すら許されてゐるのだから、其の質入も絶対に許されないわけではあるまい。所有權の移轉である賣買の許される場合には、占有權の一時的提供に過ぎない質入は、併せて許されたと見なければならぬ。されば諸田質するを得ずとあるは、賣買の許され、隨つて質入も許されたと考へられる場合以外に於て、口分田永業田等の質入を禁ずるの意味に解釋しなければならぬ。顧ふに、國初以來、諸田の賣買の許される場合には質入をも併せ許したとあらう。併乍ら此の場合以外に於て諸田の質入を禁止することが、均しく國初以來の成例であつたか、將又其後或時期に至つて定

められたかは自ら別問題であつて、更に考察を費さなければならぬ。開元二十五年の令を觀るに、永業田口分田等の賣買に關する規定と、其質入に關する規定とは全く別々に爲つて居る。中唐以後の法令に於ては屢典賣などいふ熟字を用ひて、賣買と質入とに關する事項を一括して同時に述べて居る。開元二十五年の令に於ても、諸庶人有身死家貧無以供葬者。聽賣買永業田。云云。の條に、典質に關する事項をも併せて規定することが出来る。寧ろ此條に規定した方が、典質を許す場合と禁する場合とを明白に現すことが出来て好都合であらう。然るに此の條と切離して別に典質に關することを述べたのは、恐らくば、賣買に關する規定と質入に關する規定とが、それ／＼異つた時期に定められた爲であらう。即ち前後別々に出來た成例を総合はして一個の令とした爲に此かる結果を來したのであらう。國初、土地賣買許可の特例が定められた時には、質入に關する規

定はまだ出來なかつたのであらう。唐律疏議にも通典にも、又此等に本づいた新唐書食貨志にも、諸田の賣買を許す特例を述べる際に、絶えて典質に及ばないのは、典質はさる二三の場合だけでなく、一般に許可されて居て特に之を申明する必要が無かつたからであらう。要する國初に於ては口分田永業田等の質入は絶対に許され、其後開元に至るまでの間に於て、其の賣買を許す場合の外は、之を禁止することなつたこと、推測される。

以上は、口分田永業田等即ち耕地に關する事柄である。此外莊宅邸店礦鑿などは如何様に取扱はれたかといふに此等に就いては唐律疏議・通典等の書に何の記載もない。恐らくば、大體に於ては、任意に處分するを許し、質入も勝手に行はしめたのであらう。⁽²⁾ さて唐の均田制度は安祿山の亂の後、間もなく崩壊し、不動産の賣買質入に關する禁令も同時に自ら解けた。されば是れより後、土地も家屋も殆自

由に賣買や質入を行ふことが出来、隨つて其の事例も數々見えるが、就中唐代に於ける不動產質の性質を窺ふべき好資料として看過し難いのは、唐會要・資治通鑑などに載せられた魏徵故宅質受の記事である。

唐會要前代功臣卷四五に曰く

四年○元三月上覽貞觀故事。嘉魏徵諫諍匪躬。詔令京兆尹。訪其子孫及故居。則質賣更數姓。析分九家矣。上愍之。出內庫錢二百萬緡贖之。以賜其孫善馮等。禁其質賣。

唐會要是宋の王溥の撰と爲つて居るけれども、實は

彼一人の手に成つたものではない。初、唐の德宗の時

蘇冕は會要四十卷を撰し、宣宗の大中六年、弘文館大學士崔鉉・崔璪等は詔を奉じて續會要四十卷を撰したが、宋の初に至り、溥は之を集輯増補して唐會要百卷としたのである。^(參)されば王溥が新たに加へたのは大中六年以後の事柄で、同年以前、德宗朝迄の事は崔鉉等の編纂に係るのである。隨つて右元和四年

魏徵故宅回贖の記事は崔鉉等に依つて收錄されたと見なければならぬ。次に資治通鑑卷二百三十七唐憲宗、元和四年閏三月の條には

魏徵玄孫稠貧甚。以故第質錢於人。平盧節度使李師道。請以私財贖出之。上命白居易草詔。居易奏言。事關激勸。宜出朝廷。師道何人。敢掠斯美。望敕有司。以官錢贖還後嗣。上從之。出內庫錢二千緡。贖賜魏稠。仍禁質賣。

とある。さうして全唐文卷六百六十七には白居易の論魏徵舊宅狀といふ一篇があつて

李師道奏請出私財收贖魏徵舊宅事宜

古今日守謙宣。令撰與師道詔。所請收贖魏徵宅還與其子。甚合朕心。允依來奏者。臣伏以魏徵是太宗朝宰相。盡忠輔佐。以致太平。在於子孫^(參)。合加優卹。今緣子孫窮賤。舊宅典賣與人。師道請出私財收贖。却還其後嗣。事關激勸。合出朝廷。師道何人。輒掠此美。依宣便許。臣知非宜。

中計其典賣。其價非多。伏望明勅有司。特以官
錢收贖。使還後嗣。以勸忠臣。云云。

と見える。右の文を比較するに會要には元和四年三月とあり、通鑑には同年閏二月とあり、月に小異はあるが、年は全く一致して居る。又會要には魏徵の孫善馮とあり、通鑑には其の玄孫稠とあるが、孰れにしても魏徵の後裔には相違ない。次に會要によれば憲宗皇帝が自發的に魏徵の故宅を回贖されたらしく受取られるけれども、通鑑及白居易の奏狀に據れば、初平盧の節度使李師道が私財を以て贖出せんことを奏請し、天子は一旦之を許さうとせられなければ、白居易の議に依つて朝廷自ら之を回贖して魏徵の後裔に賜はること、爲つたのである。白居易の奏狀は此の事狀に密接の關係あるもので、信すべきことは申すまでもない。隨つて最初李師道が回贖を願つたことは事實と見なければならぬ。會要に此の事を缺いて居るのは、顧ふに編者が故ざらに省略し

た爲であらう。李師道は、後、反を謀り、元和十四年捕へられて斬られたから、當時の記録には後に關する事柄を忌み避けるものもあるべき筈である。續會要是大中六年、即ち元和十四年を距ること四十三年の後に編纂された勅撰の書である。されば續會要の編者が、魏徵の故宅の事を述べるに當つて、李師道に關する部分を省略したからと云つて、毫も異なる事柄を忌み避けるものもあるべき筈である。續會要には訪其子孫及故居。則質賣更數姓。析分互に足らぬ。又李師道の事を缺如したが爲に、杜撰と見做し、其の記事全體の價値を疑ふべきでない。次に會要には白居易の奏狀には子孫窮賤。舊宅典賣與人。⁽¹⁾とある。質賣若しくは典賣は質入と賣渡とを意味するので、初魏徵の子孫が質入し、後其の取質人が更に他へ轉賣したことを指すのであらう。會要に質賣更數姓とあるのは明に此の意味であつて、質入されたり賣られたりして敷姓の間を輾轉したこと、解しなければ

ならぬ。通鑑には以故第質錢於人と云ひ、質の一字と下しただけで賣字に及ばないが、此れは、魏徵の子孫は其の第宅を質入しただけで、賣拂つたのでなく、賣るといふことは其後取質人等の行つたことであつた爲であらう。さうして、通鑑に依れば、其の質入を行つたものは玄孫稠であり、朝廷から同贖下賜されたものも亦稠であるが、會要に依れば、同贖下賜に與つたものは孫善馮等であり、質入したものは何人か分からぬけれども、併し質入の時期が餘程久しき前であつたことは、質賣更數姓折分九家。とあるに據つて窺知られる。通鑑に依つて玄孫稠の時に質入も同贖も行はれたとして、質入から同贖までの期間が長かつたのか短かつたのか詳でないが會要に從へば質入と同贖との間に相當長い歳月の横はつて居たことが明に認められる。會要の此條の記事は、上述の如く事件發生の日に比較的近い時期にものされ、且つ勅撰の書で、其の材料も確實であつ

たらしく思はれるばかりでなく、白居易の奏狀にも典賣與人とあつて、曠氣ながらも大體會要の記載に一致するのであるから、私共は此點に於ては、通鑑を捨てゝ會要を取るべきであらう。要するに會要通鑑・白居易奏狀の三者は互に出入があるけれども、之を取捨折衷して次の事實を學ぶことが出来る。即ち魏徵の後裔が貧乏の爲其の第宅を質入し、其後久しき間打棄てゝ置いたが、元和十四年、平盧節度使李師道の奏請が機縁と爲つて、遂に朝廷から之を回贖して下げ渡されたのである。さうして此の事件が朝廷の問題と爲つたのは、魏徵といふ名臣の子孫に關するが爲て、其れゆへに李師道も特に上奏し、白居易も議論を試みたのであって、何も質入第宅の同贖其れ自らが問題と爲つたのではなく、委しく言へば質入後長い歳月を経て受戻しの権利の喪失して居るのを、朝廷の命に依つて特に受戻すことゝ爲つたのではないことを、亦右三個の資料に據つて認めることが出来

る。隨つて、當時、世間に於ては、第宅質入後、長

い歳月を経過しても、之を受戻し得る慣習の存在し

たことが推測される。さうして、此れは第宅だけの事でなく耕地に於ても、邸店碾磧等に於ても同様であつたのであらう。

長安志 卷崇義坊の條には

贈大尉段秀實宅 德宗所賜。宣宗大中十年認。秀實崇義坊宅諸院。典在人。上計錢三千四百七十五五貫。

少卿段文楚追貲。仍令鴻臚舍人會計。

と云ひ、大中十年、朝廷から段秀實の故宅の質入されたのを收贖したことと傳へて居る。又舊唐書

卷百四十

とある。此の如く唐から宋にかけて、質入の第宅田園を回贖したり還付したりした例は數々ある。併し

此等の例に據つて質入期間の頗長きに亘つたことを

とあつて、貞元中、天成軍節度使盧羣が嘗つて質に取つた良田數頃を無償で還付したことが見える。尙

ほ宋史 卷二百 李謙溥傳子允正の條には

四年 熙遷黃門通事舍人。時女弟適許王。以居

第質于宋偃。太宗詰之曰。爾父守邊二十餘年。

止有此第耳。何以質之。允正具以奏。即遣内侍輦錢贖還。縉紳咸賦詩頌美。

とあり、宋の王闢之の澠水燕談錄卷八にも此れと大同小異の記述が見える。又宋史 卷二百一呂端傳にも

景德二年。真宗聞端後嗣不振。錄蔚爲奉禮郎。

藩後病足。不任朝謁。請告累年。有司奏罷其奉。

真宗特令復舊官。分司西京。給奉。家居養病。端不蓄貲產。藩兄弟貧匱。又迫婚嫁。困質其居

第。真宗時出内府錢五百萬。贖還之。云云。

とある。此の如く唐から宋にかけて、質入の第宅田園を回贖したり還付したりした例は數々ある。併し

此等の例に據つて質入期間の頗長きに亘つたことを

窺ふことは出来ない。長安志に見えた段秀實故宅の回贖の如きは、若し其の第宅が秀實歿後久しからず

して質入されたとすれば、其の質入期間は六十年前後に及ぶのである、けれども果して左様であつたかどうか詳にし難い。唯一つ、前に掲げた魏徵故宅の例に據つて、當時、田宅質受の権利は長い歳月を経ても容易に喪失しなかつたことを、窺知することが出来るのである。

翻つて明清時代に於ける田宅質入の慣習を觀るに其の回贖権は殆無限に繼續したやうである。凡質入

の際には、必ず期限を定めて、其の田園なり第宅なりを取質人即ち典主に交付し、期限が満つれば、質入人即ち業主は質入價格に照らして之を回贖することが出来る。さうして動産質の場合と違つて、利息は拂はないのである。其の期限は一方に於て、典主に對して、其の間、質入された田園第宅を占有して使用收益するの権利を保護し、一方に於ては業主に對して、妄りに該田宅を回収して典主の利益を侵害せざる義務を課するに過ぎない。されば期限が満ち

て猶回贖しない場合に、主として損害を被るものは、典主ではなくて、寧ろ業主彼自らである。隨つて業主は期限満了後回贖しなくとも其所有權を喪失するやうなことは無かつた。明律卷五田宅、典買田宅の律には其所典田宅園林礪磨等物。年限已満。業主備價取贖。若典主託故不肯放贖者。笞四十。限外遞

年所得花利。追徵給主。依價取贖。其年限雖滿。業主無力取贖者。不拘此律。

と云ひ、清律も之と同様である。即ち明清律は典主が回贖に應じない場合の制裁を定め、業主が回贖しない場合に對しては不用此律と云ひ、現狀繼續を聽して居るが、此れは同時に業主の回贖権の存續をも認めて居るが故に外ならぬ。清朝の中葉以後に於ては此の慣習に弊害を生じ來つたことを認め、質入の期限を十年と定め、十年を過ぎて回贖しなければ、適當の方法に依つて其の關係を終了せしめる定めとしたことは、同治戸部則例卷十典買田宅に據つて知られるが

併し其れ以前には、質入不動産回贖權に對しては、期限満了を條件とする外、何の制限も無く、幾年の後までも存續したのである。此の慣習が何時から始まつたかは明でないが、前に掲げた魏徵故宅の記事に據れば、唐代に於ても既に存在したと見ることが出來よう。魏徵の故宅は質入後、年久しきを経、數姓を輾轉したのであるから、契約の期限は勿論經過したつたに相違ない。然るに李師道が先づ其の回贖を企て、次いで朝廷に於て手輕く之を回贖されたのは、恐らくば質入不動産回贖權が、期限満了後幾年でも無制限に存續した爲であらう。因つて顧ふに唐の初均田法制定の時、土地の質入を禁しなかつたのも、其の回贖の機會が永久に存在する爲であつて、さてこそ特に之を寛假し、法の嚴に失するを救つたのであらう。さうして後に至つて之を禁止し、開元二十五年の令に其の明文を見るに至つたのは、恐らくば此の寛典を利用して、事實上賣買を行ふものが

續出して、之を放任することが出來なくなつた結果であらう。

最後に唐會要及白居易奏狀に質賣若しくは典賣とあることに立返つて一言補つて置かう。魏徵の故宅は初其の子孫に依つて質入され、次いで其の取質者に依つて更に他に轉賣されたので、所謂質賣若しくは典賣は之を指すものであることは既に述べた如くであるが、此かる場合に於ける賣買は絶對的のものでなく、恐らくば原業主が質受する際には之を買戻すことを條件とし、縱令現には條件としなくとも、左様な默契が存在したのであらう。清朝時代に於ても買戻に應ずべきを條件とした賣渡、即ち典質と相似た賣渡が行はれたので、戶部則例卷十にも至典契並原賣聽贖之產。現業主果有急需。原主不能回贖。亦聽現業主轉典。

など見えるが、魏徵故宅の轉賣も、恐らくば此に謂ふ原賣聽贖と略同じ性質のものであつたこと、想像

される。

要するに、私の主張したいのは、清朝の中頃まで公然行はれた、質入不動産の回贖権を永久に存續せしめる慣習が、唐代に於て既に存在したこと。唐の均田制度に於ては不動産の質入が全然許されて居たこと、其の許された理由は回贈の機會が永久に存在する爲であつたことである。

註一 贴といふ言葉が單獨に質入の意味に用られた例は頗る。舊唐書卷九十四李鳴鷺に天下編月。貧弱者衆。亦有篤力客作。以濟厥糧。亦有賣舍貼田。以供王役。とあるのは其の之一例の一つである。

註二 舊唐書卷十五、憲宗紀下、元和八年十二月辛巳の勅に應陽王公公主百官等莊宅礦鐵店鋪車坊園林等。一任貼典貸賣。云々。とあるから、是より先、嘗て、王公百官等に賜はつた莊宅礦鐵等の貼典貨賣を禁止したことがあつたらしく。併し唐律疏議卷十二に其賜田欲賣者。亦不在禁限。とあるに據つて考へれば、國初に於ては王公百官等に賜はつた莊宅礦鐵の類も賣買質入とも勝手であつたらしく受取られる。蓋初唐の頃には何人が如何にして得たるを問はず、繼べて莊宅礦鐵の類は、任意に賣買質入することを許してあらう。さうして其後憲宗の元和八年に至ることと爲つたのであらう。其の禁止が均田法崩壊前であつた。

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて

か崩壊後であつたかは詳でないが、假りに崩壊前であつたとしても、其れは唯王公百官等に賜はつた莊宅等に關することに過ぎないのだから、大體から言へば本文記述の如く、其の任意處分を許したと見做しても妨げあるまい。

註三 陳振孫書錄題卷五、舊唐書卷百六十三崔元略傳子鉉の條、唐會要卷六十四宏文館の條等に據る。

註四 典賣といふ言葉は、今の俗語では典と殆ど同義であつて、Gloss の漢英辭書にも、典賣を典當典押典質と共に括して居る。併し大清律例や戶部則例などに見える典賣・典買は典と賣買との二つを指して居る。本文に引いた唐會要・資治通鑑・白居易奏狀の典賣・質賣も大清律例などの場合と同じく典質と賣買との意に解釋すべきである。即ち註四に引いた元和八年の勅にある貼典貨賣の約を見るべきである。序に云ふ、貨賣の貨も賣るの義である。唐代の詔敕には貨を賣るといふ動詞に使つた例は頗多い。

元初に於ける帝室と禪僧との關係に就いて(下)

四 蒙哥と南方佛教

圓 下 大 慧